

## 第22期 第26回福岡県有明海区漁業調整委員会議事録

1. 日 時 令和7年3月3日（月） 13:35～14:33

2. 場 所 福岡県有明海水産会館（柳川市三橋町高畑271）

### 3. 出席者

福岡県有明海区漁業調整委員会 委員9名

### 4. 臨席者

福岡県農林水産部水産局漁業管理課	2名
福岡県農林水産部水産局水産振興課	4名
福岡県有明海区漁業調整委員会事務局	3名
福岡県水産海洋技術センター有明海研究所	1名
福岡有明海漁業協同組合連合会	1名

### 5. 議題及び議決内容

#### (1) 福岡県資源管理方針の一部改正について（諮問）

資料1

（説明）

水産振興課から資料1に基づき、説明がなされた。

（主な質疑や意見）

なし。

（審議結果）

原案のとおり福岡県資源管理方針を一部改正することが適当であると答申することを決定した。

#### (2) ビゼンクラゲの採捕制限に係る委員会指示について（協議）

資料2

（説明）

事務局から資料2に基づき、説明がなされた。

（主な質疑や意見）

委員：実際の操業開始日を毎年両県で話し合っ決定することを条件とのことだが、このことは委員会指示に記載しているのか。

事務局：文章で記載していないが、このことを条件にやっっていこうと両県で決めている。

委員：漁獲したクラゲを、傘の部分に海に戻すことなく全て水揚げすると翌年、産まれてくる仔が少なくなる。全部とは言わないがいくらか海に戻すべきではないか。

漁業管理課：漁獲したクラゲの一部を海に戻す行為は、廃棄物処理に関する法律に抵触する恐れがある。傘の部分から仔が出てくるという科学的な裏付けが必要。

委員：研究所で調査していないか。

有明海研究所：調べていない。今後、クラゲの生活史から調べてみる。

（審議結果）

原案のとおり委員会指示を発出することを決定した。

#### (3) 福岡県有明海区における刺し網等漁業許可方針の改正について（協議）

資料3

（説明）

漁業管理課から資料3に基づき、説明がなされた。

(主な質疑や意見)

委員：駆除されたアカエイはどこかが買い取っているのか。

漁業管理課：事業として駆除しているものもあるが、漁業として漁獲して市場に出荷している。

(審議結果)

原案のとおり承認された。

#### (4) 水産基盤整備事業について (報告)

資料4

(説明)

水産振興課から資料4に基づき、説明がなされた。

(主な質疑や意見)

会長：予算規模は。また海砂の産地はどこか。

水産振興課：約20億円。昨年度の海砂の産地は長崎、佐賀、福岡、山口。

会長：長崎はどのあたりから持ってきているのか。

水産振興課：壱岐及び五島沖。

委員：有区305号はアサリの保護区だが、アサリがいるところは砂を撒く前にアサリを取り上げるのか。

水産振興課：そのようなことはしない。

有明海研究所：砂を撒く場所は少し深くなって泥がたまっている場所。

有明海漁連：有区第305号は区画漁業権漁場であって、現在、保護区にはしていない。将来、アサリが発生すれば保護区にする可能性はある。

#### (5) ノリ養殖の概況について (報告)

資料5

(説明)

有明海研究所から資料5に基づき、説明がなされた。

(主な質疑や意見)

委員：今後、種付けは水温が下がってからにして欲しい。

会長：その辺りは十分反省してもらい、来年につなげて欲しい。

ノリは例年10億枚ぐらい生産しているが、令和4年からの3年間はその6割程度。しかも3年間ともプランクトンが発生し栄養がない。原因について、研究所はどう考えるか。

有明海研究所：3年間とも日照時間が長いというのが顕著な事象。

委員：今年はカモによる食害が多い。どうにかならないか。

有明海漁連：追い払いの他、年間500羽まで駆除している。

#### (6) その他

なし。